費用償還申請時に必要な書類

必要な書類等	
自費解体・撤去に要する費用の償還申請書（様式第１号）	裏面の同意欄も記入してください
申請者の身分証明書【原本】 ※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書	● 顔写真があるもの（運転免許証、パスポート等）は、１種類 ● 顔写真がないもの（健康保険証等）は、２種類
被災家屋等の配置図（手書き可） **【建物配置図】（様式第２号）**	家屋等の配置を記入し、「解体した」建物等と「残した」建物等を図示してください。
被災家屋等の状況写真 **【状況写真】（様式第３号）**	被災家屋等の全景、解体作業の作業前、作業中、作業後の写真をできるだけ多く提出してください。
申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※申請者が自署し、本人確認書類の写しを添付する場合は実印の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要	発行日から３ヶ月以内のもの 【入手先】個人 ⇒ 市役所１階市民窓口課 （※羽咋市に登録している場合） 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局
被災家屋等の「罹災証明書」又は「被災証明書」（写し）	令和８年８月２７日からの大雨による被害の程度を証明したものに限ります。
固定資産評価証明書【原本】 ※直近年度のもの	【入手先】市役所１階　税務課
解体工事業者等との契約書（写し）	
解体工事等の領収書（写し）	
内訳書（**解体費・運搬費・処分費用の内訳が分かるもの**）（写し）（参考：様式第９号）	対象経費の算出に必要。 解体業者が発行。
解体証明書	解体業者が発行。
解体工事に係るマニフェスト伝票（写し）	廃棄物の搬入先や搬入重量等の確認のために必要 ※ない場合、処分費は償還対象外。

場合により追加で必要となる書類

法人格を持つ中小企業者・公益法人等の場合に追加で必要な書類	
商業・法人の登記事項証明書	

代理人が申請する場合に追加で必要な書類	
自費解体・撤去に要する費用の償還申請に関する委任状（様式第４号）	委任者の自署または委任者の登録印が押印された所定の委任状
委任者の印鑑登録証明書 ※委任者が自署し、本人確認書類の写しを添付する場合は実印の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要	発行日から３ヶ月以内のもの 【入手先】個人 ⇒ 市役所１階市民窓口課 （※羽咋市に登録している場合） 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局

申請者と所有者が異なる場合に追加で必要な書類	
自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（様式第 10 号）	所有者の自署または所有者の登録印が押印された所定の同意書
所有者の印鑑登録証明書 ※所有者が自署し、本人確認書類の写しを添付する場合は実印の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要	発行日から３ヶ月以内のもの 【入手先】個人 ⇒ 市役所１階市民窓口課 （※羽咋市に登録している場合） 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局

共有者がいる場合に追加で必要な書類	
自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（様式第 10 号）	共有者全員分
共有者等の印鑑登録証明書 ※共有者が自署し、本人確認書類の写しを添付する場合は実印の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要	● 発行日から３ヶ月以内のもの ● 共有者等全員分 【 入手先 】 個人 ⇒ 市役所１階市民窓口課 （※羽咋市に登録している場合） 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局

家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が申請する場合）に追加で必要な書類	
◆遺産分割協議が成立している場合	
遺産分割協議書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
遺産分割協議を行った相続人全員の印鑑登録証明書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
相続関係証明書類【原本】	原本とその写しをご持参ください。 ①所有者（被相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本 ②法定相続人全員の戸籍謄抄本 ※所有者の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、①に加えて相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります。
相続関係図	相続権者全員が記載されたもの
◆公正証書遺言書がある場合	
公正証書遺言書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
相続関係書類【原本】	原本とその写しをご持参ください。 ①所有者（被相続人）の死亡が確認できる戸籍・除籍謄本等 ②相続人の戸籍謄抄本
相続関係図	所有者と相続人の関係がわかるように記載されたもの

家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が決まっていない場合）に追加で必要な書類	
相続関係証明書類【原本】	①所有者（被相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本 ②法定相続人全員の戸籍謄抄本 ※所有者の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、①に加えて相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります。
自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（様式第 10 号）	法定相続人全員分
法定相続人全員の印鑑登録証明書【原本】 ※相続人等が自署し、本人確認書類の写しを添付する場合は実印の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要	● 発行日から３ヶ月以内のもの 【 入手先 】 個人 ⇒ 市役所１階市民窓口課 ※羽咋市に登録している場合
相続関係図	● 相続権者全員が記載されたもの

個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。